

資料1

下水道関係 平成29年度予算について

平成29年2月7日

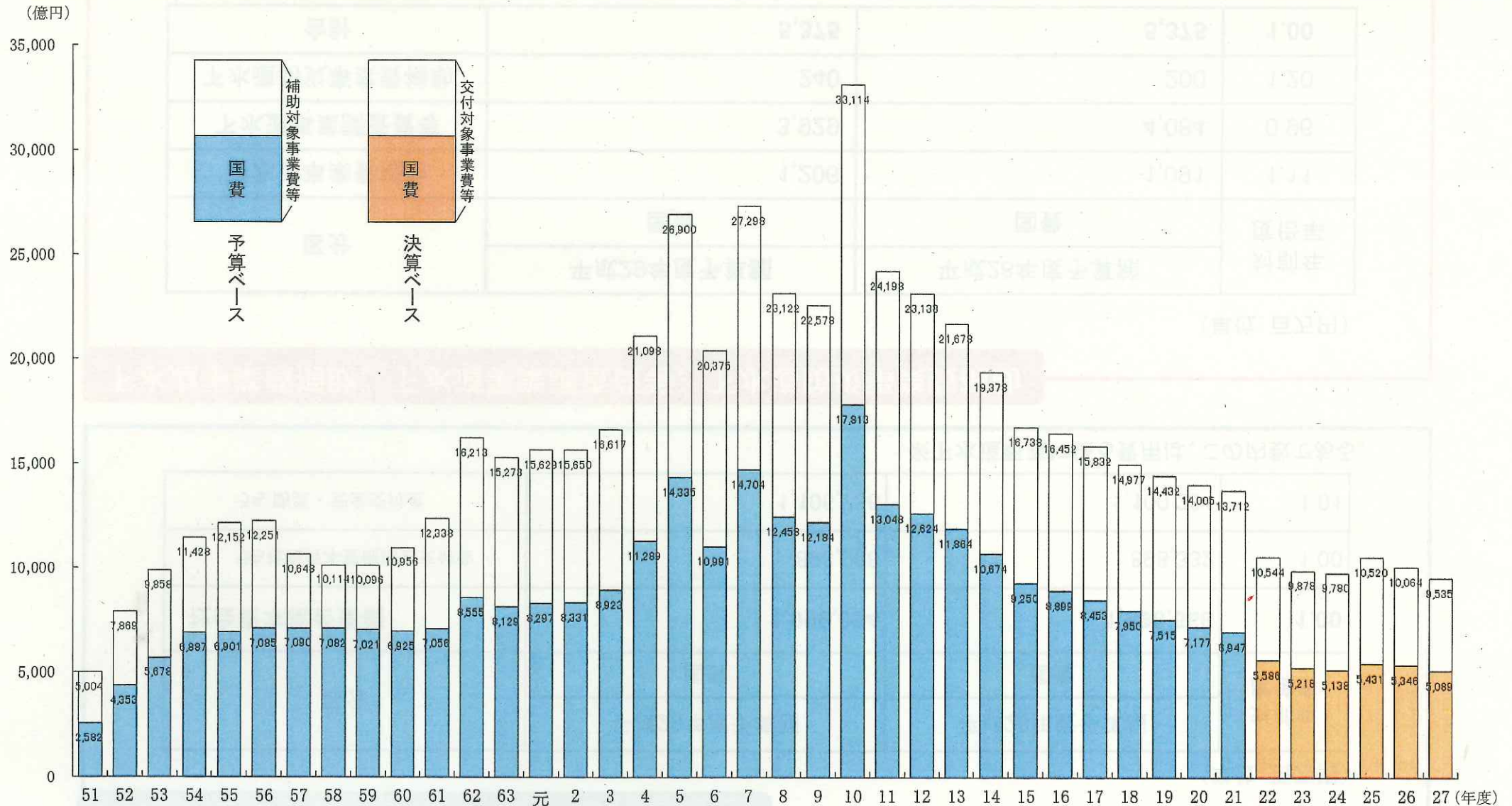
国土交通省水管理・国土保全局
下水道部

平成29年度国土交通省関係予算

(単位：百万円)

事 項	平成29年度		前 年 度	備 考
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)		
治 山 治 水	780,642	1.00	780,342	1. 本表は、沖縄振興予算の国土交通省関係分を含む。 2. 推進費等の内訳は、 災害対策等緊急事業推進費 13,438百万円 官民連携基盤整備推進調査費 325百万円 北海道特定特別総合開発事業推進費 4,443百万円 3. 本表のほか、委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費 74,470百万円がある。 4. 本表のほか、復興・復旧事業(東日本大震災復興特別会計) 531,774百万円がある。 5. 公共工事の施工時期の平準化等を図るため、2か年国債(国 庫債務負担行為)149,180百万円及びゼロ国債141,295百万円を 設定している。 6. 計数は、整理の結果異動することがある。
治 水	756,886	1.00	756,586	
海 岸	23,756	1.00	23,756	
道 路 整 備	1,341,227	1.00	1,334,555	
港 湾 空 港 鉄 道 等	421,097	1.00	420,971	
港 湾	232,057	1.00	231,712	
空 港	80,898	0.95	85,098	
都 市 ・ 幹 線 鉄 道	23,753	1.00	23,721	
新 幹 線	75,450	1.00	75,450	
航 路 標 識	8,939	1.79	4,990	
住 宅 都 市 環 境 整 備	533,018	0.99	537,469	
住 宅 対 策	151,019	1.00	151,775	
都 市 環 境 整 備	381,999	0.99	385,694	
市 街 地 整 備	32,316	1.01	31,839	
道 路 環 境 整 備	324,967	0.99	329,139	
都 市 水 環 境 整 備	24,716	1.00	24,716	
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	33,406	0.99	33,730	
下 水 道	5,375	1.00	5,375	
国 営 公 園 等	28,031	0.99	28,355	
社 会 資 本 総 合 整 備	1,999,694	1.00	1,998,566	
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	893,958	1.00	898,332	
防 災 ・ 安 全 交 付 金	1,105,736	1.01	1,100,234	
小 計	5,109,084	1.00	5,105,633	
推 進 費 等	18,206	0.93	19,613	
一 般 公 共 事 業 計	5,127,290	1.00	5,125,246	
災 害 復 旧 等	53,449	1.00	53,449	
公 共 事 業 関 係 計	5,180,739	1.00	5,178,695	
そ の 他 施 設	61,528	1.19	51,547	
行 政 経 費	552,291	1.01	546,450	
合 計	5,794,558	1.00	5,776,692	

下水道事業予算の推移



- (注) 1. 12年度以前は、住宅宅地関連公共施設整備促進事業等を含む。
 2. 17年度以降は、汚水処理施設整備交付金の実績額を含む
 3. 21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。
 4. 22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。
 5. 24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。

平成29年度 下水道関係予算の概要

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

(単位:百万円)

区分	平成29年度予算額	平成28年度予算額	対前年度倍率
	国費	国費	
社会資本総合整備	1,999,694	1,998,566	1.00
うち社会資本整備総合交付金	893,958	898,332	1.00
うち 防災・安全交付金	1,105,736	1,100,234	1.01

※下水道事業に係る費用は、この内数である。

下水道事業費補助、下水道事業調査費等、下水道防災事業費補助

(単位:百万円)

区分	平成29年度予算額	平成28年度予算額	対前年度倍率
	国費	国費	
下水道事業費補助	1,206	1,091	1.11
下水道事業調査費等	3,929	4,084	0.96
下水道防災事業費補助	240	200	1.20
合計	5,375	5,375	1.00

平成29年度 下水道関係予算新規事項

安全・安心を守るための防災・減災、老朽化対策

(1) 下水道総合地震対策事業の拡充

下水道施設における耐震化の促進と、避難所等での衛生環境を確保するため、地震被害があった地域での耐震化や、地域防災計画に位置付けられた一定規模以上の避難所等でのマンホールトイレ設置について、新たに下水道総合地震対策事業の交付対象に追加する。

(2) 特定地域都市浸水被害対策事業の拡充

民間と連携した効率的な浸水対策を一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域における浸水対策や、民間が整備する雨水浸透施設の設置について、新たに特定地域都市浸水被害対策事業の対象に追加する。

(3) 下水道老朽管の緊急改築推進事業の延伸

道路陥没や下水道機能の停止等による社会経済活動への影響を未然に防止し、国民の安全・安心を確保するため、布設から標準耐用年数である50年を経過した管渠の改築を支援する下水道老朽管の緊急改築推進事業を延伸する。

地域の活力向上・持続的な運営に向けた下水道整備

(4) 下水道地域活力向上計画策定事業の創設

下水道事業の広域化・効率化や下水汚泥のエネルギー・農業利用を計画的に進めるとともに、PPP/PFI手法の導入を促進するため、これらの取組の計画策定を支援する下水道地域活力向上計画策定事業を創設する。

(5) 新世代下水道支援事業制度の見直し

下水道職員の減少や、施設のストック増加により維持管理体制の弱体化が懸念されるなか、昨今のICT技術の動向を踏まえ、現行の新世代下水道支援事業制度の支援メニューである「高度情報化型」の名称を「ICT活用型」とする。

下水道総合地震対策事業の拡充

H29新規
事項

下水道施設における耐震化の促進と、避難所等での衛生環境を確保するため、地震被害があった地域での耐震化や、地域防災計画に位置付けられた一定規模以上の避難所等でのマンホールトイレ設置について、新たに下水道総合地震対策事業の交付対象に追加する。

・熊本地震では、現行の採択要件に示す巨大地震発生 of 想定区域外において、管渠や下水処理場の被害が生じた。



マンホールの浮上



処理場破損による
浸水被害

現行の採択地区要件

- ①南海トラフ地震防災対策推進地域
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ③首都直下地震緊急対策区域
- ④地震防災対策強化地域
- ⑤DID地域
- ⑥上水道取水口より上流の予定処理区域

対象地域を追加

拡充内容

・地震による下水道被害があった地域

(災害復旧事業終了後
5年以内に完了する
事業に限る)

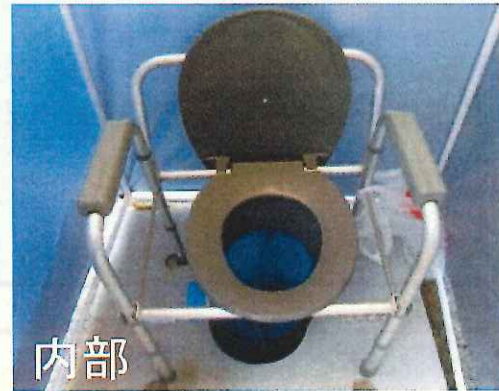
マンホールトイレ設置による避難生活の改善

・発災後、直ぐに快適な洋式トイレとして使用でき、被災者からも好評であったことから、地震対策と一体的に普及を推進

避難所等に設置するマンホールシステムの敷地面積による交付要件を1.0ha以上から0.3ha以上へ緩和。



外観



内部

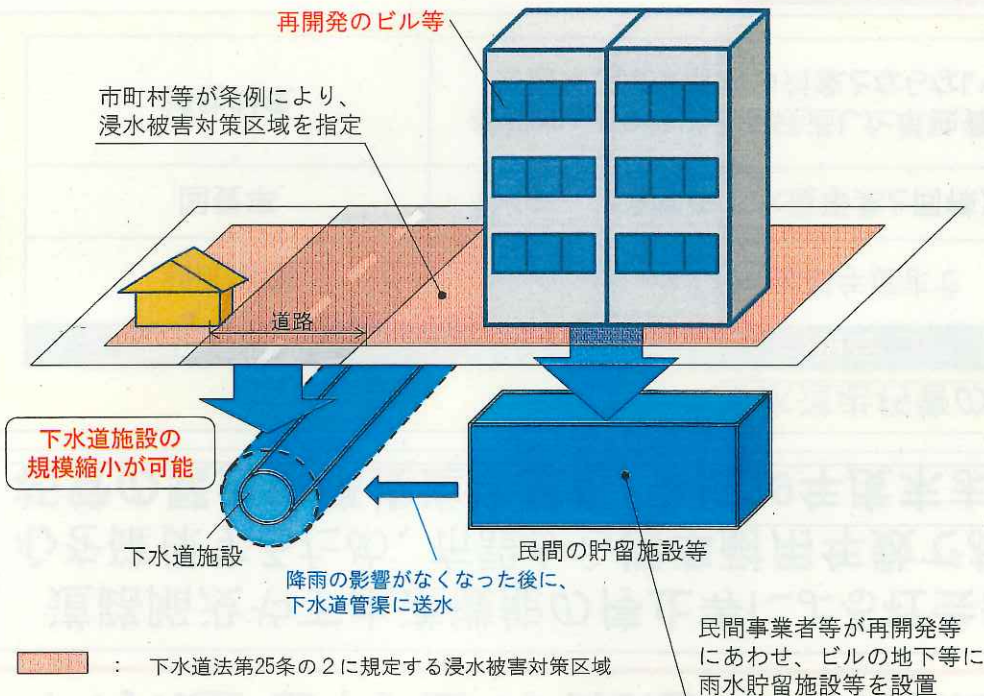
特定地域都市浸水被害対策事業の拡充

H29新規
事項

民間と連携した効率的な浸水対策を一層推進するため、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域における浸水対策や、民間が整備する雨水浸透施設の設置について、新たに特定地域都市浸水被害対策事業の補助対象に追加する。

現行

- 《地区要件》 ・浸水被害対策区域
- 《対象施設》 ・雨水貯留施設
・関連する下水道施設

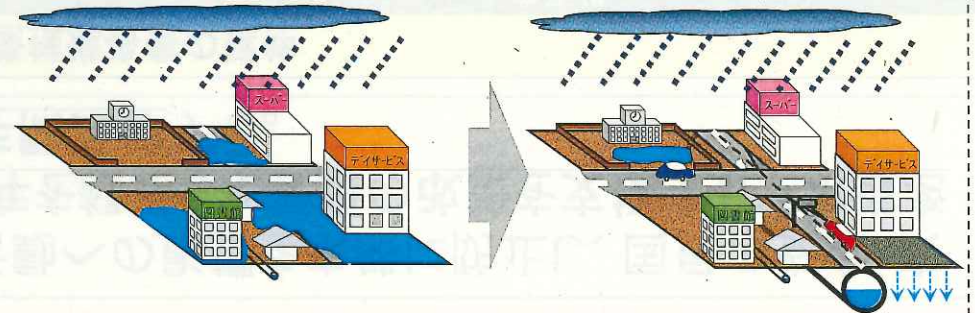


連携による効果的な浸水対策の強化イメージ

現行の対象地域・施設に以下の内容を追加

拡充内容

- 《地区要件》
・都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」
(ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。)
- 《対象施設》
・雨水浸透施設 ・関連する下水道施設



都市の浸水安全度向上、地域の生産性向上

下水道老朽管の緊急改築推進事業の延伸

H29新規
事項

道路陥没や下水道機能の停止等による社会経済活動への影響を未然に防止し、国民の安全・安心を確保するため、布設から標準耐用年数である50年を経過した管渠の改築を支援する下水道老朽管の緊急改築推進事業を、平成29年度末まで一年間延伸する。

下水道老朽管の緊急改築推進事業の延伸

制度の概要	現行	変更後
制度期間	平成28年度まで	平成29年度まで
国費率	1/2 (通常の下水道事業と同様)	
補助対象	布設から50年以上を経過した単独費対象管渠(※)の改築 ※通常、国庫補助の対象とならない口径の小さい管渠	

老朽化の例



クラックからの侵入水



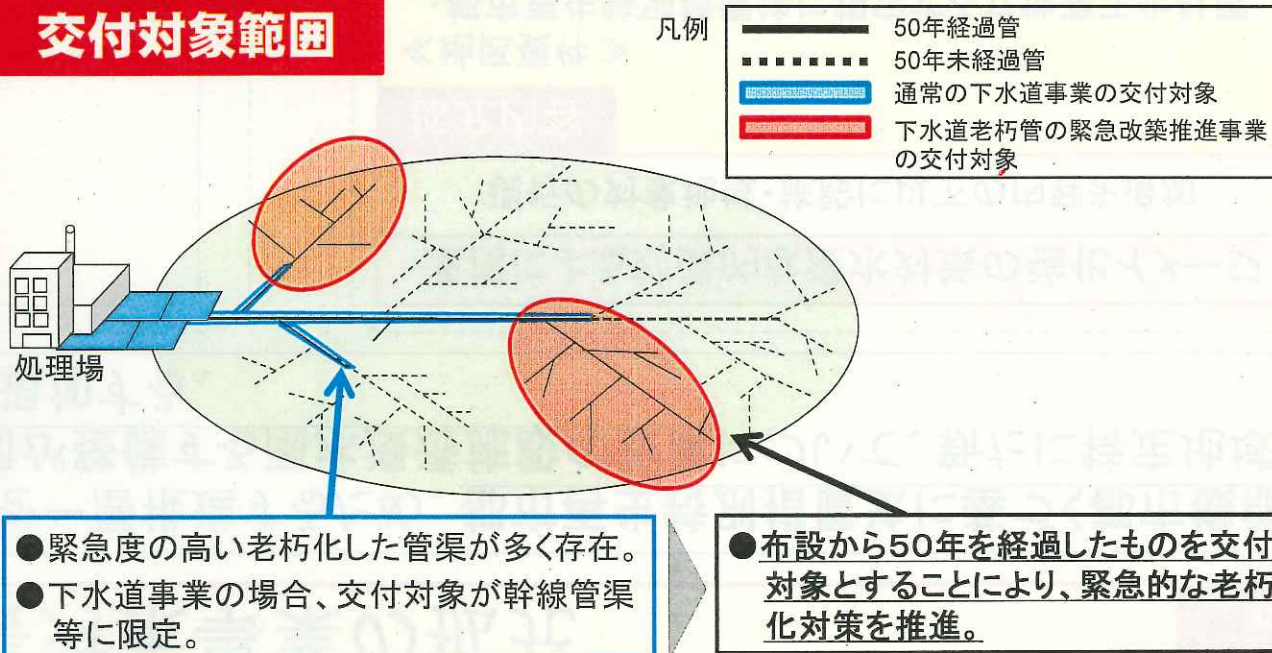
鉄筋が露出した管路



管渠腐食による道路陥没



交付対象範囲



下水道地域活力向上計画策定事業の創設

H29新規
事項

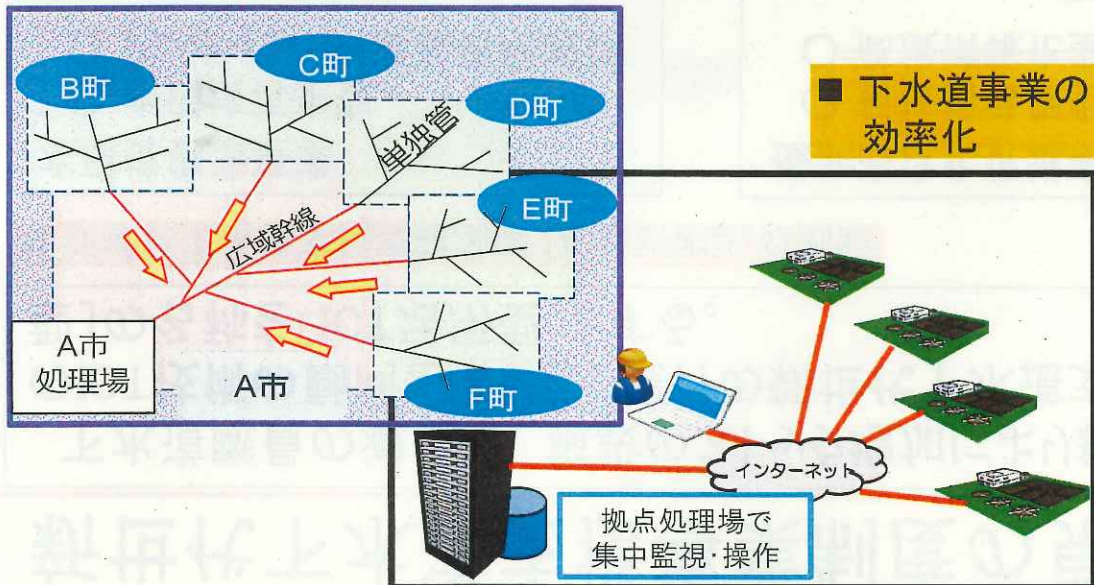
下水道事業の広域化・効率化や下水汚泥のエネルギー・農業利用を計画的に進めるとともに、PPP/PFI手法の導入を促進するため、これらの取組の計画策定を支援する下水道地域活力向上計画策定事業を創設する。

下水道事業の広域化に係る計画

PPP/PFI手法やICTの活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画策定について支援を行う。

交付対象：下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画策定を実施する下水道管理者
国費率：2分の1

■ 下水道施設の広域化



下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画

PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画策定について支援を行う。

交付対象：下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画策定を実施する下水道管理者
国費率：2分の1

■ 下水汚泥の農業利用



新世代下水道支援事業制度の見直し

H29新規
事項

下水道職員の減少や、施設のストック増加により維持管理体制の弱体化が懸念されるなか、昨今のICT技術の動向を踏まえ、現行の新世代下水道支援事業制度の支援メニューである「高度情報化型」の名称を「ICT活用型」とする。

■ 新世代下水道支援事業制度「ICT活用型」の創設

水環境創造事業

- 水環境再生型
- ノンポイント汚濁負荷削減型

機能高度化促進事業

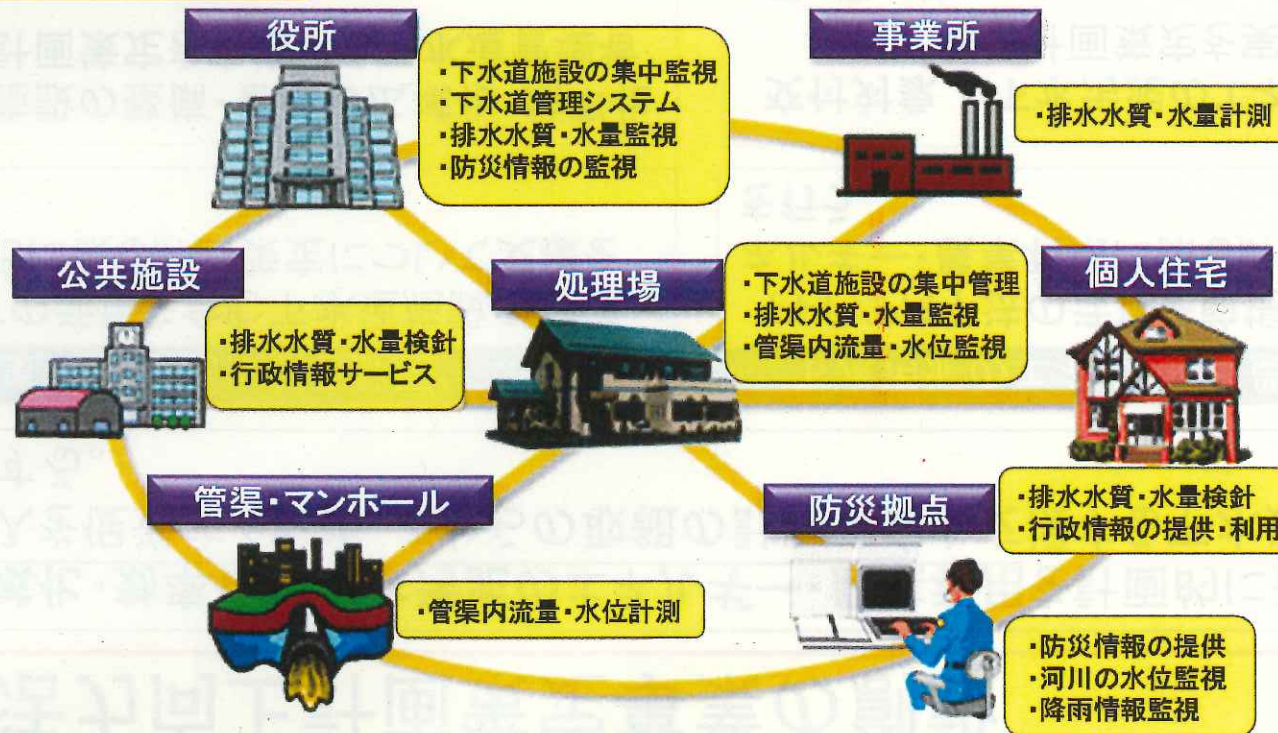
- 新技術活用型
- ~~高度情報化型~~

「ICT活用型」へ変更

リサイクル推進事業

- 再生資源活用型
- 未利用エネルギー活用型
- 積雪対策推進型

■ 光ファイバーを活用した事業の効率化



下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

下水道事業調査費

○エネルギー需給の逼迫や地球温暖化の進行、社会資本ストックの老朽化といった社会背景を踏まえ、下水道事業においても革新的技術によるエネルギー利活用の効率化や施設更新のコスト低減等を推進する必要がある。

○下水道における革新的技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金も活用しつつ、全国展開を図る。

革新的技術の全国展開の流れ

民間企業

- 低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策等を実現する革新的技術の開発

国土交通省

B-DASHプロジェクト

- 地方公共団体の下水道施設において、革新的技術の普及可能性等を検討すると共に、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置し、技術の適用性等を検討・実証
- 当該新技术を一般化し、ガイドライン化

＜国土交通省＞
予算の範囲内で、社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金を活用し導入支援

地方公共団体

- 革新的技術を全国の下水道施設へ導入

B-DASHプロジェクトの効果

創エネ・省エネ化

浸水軽減

LCC縮減

水ビジネスの国際展開

等

H29B-DASH公募テーマ

- ① 汚泥消化技術を用いた地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた低コストなバイオマス活用技術
- ② 省エネ社会の実現に向けた低コストな地球温暖化対策型汚泥焼却技術
- ③ 既設改造で省エネ・低コストに処理能力(量・質)を向上する技術

下水道分野における海外水ビジネス展開への支援

○「下水道分野の国際展開に向けて(提言)」(平成28年5月 自由民主党政務調査会)等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を積極的に支援する。

◆下水道分野の国際展開に向けて(提言)

平成28年5月 自由民主党政務調査会

[主な具体的取組]

- 相手国のニーズにより一層適合した技術開発を支援するとともに、技術の「見える化」のため、現地でのデモ施設の設置に対する支援を行う。
- 本邦企業が有する技術の「質の高さ」が評価されるよう、本邦研修などを通じた我が国技術に対する理解の醸成や相手国の技術基準整備支援を行う。
- 国が必要な研修を実施するなど、地方公共団体における国際人材の育成を促進。
- 国際展開に係わる国の執行体制を強化する。

H29年度より新たに実施する内容

- 相手国のニーズに適合した技術開発・改良、現地での実証試験を支援
現地のニーズに適合した技術開発等や現地での実証試験の支援を行うとともに、当該技術に関して国が基準・指針化を支援。
- 地方公共団体の国際人材育成の促進
各公共団体、有識者等へのヒアリング等を通じ、これまでに蓄積された知見・ノウハウをまとめた資料を国が作成し、地方公共団体と共有。
- 国の執行体制の強化
下水道国際推進官(新たに設置)、国際展開推進係長(1名増)

マンホールカードの取組について



日本各地での取組状況

○ 取組あり

- 〆マンホールカードは、地域の自治体や事業者が設置し、住民が回収する仕組みです。回収したカードは、自治体や事業者が回収し、再利用します。
- 〆マンホールカードは、地域の自治体や事業者が設置し、住民が回収する仕組みです。回収したカードは、自治体や事業者が回収し、再利用します。
- 〆マンホールカードは、地域の自治体や事業者が設置し、住民が回収する仕組みです。回収したカードは、自治体や事業者が回収し、再利用します。

マンホールカードの発行

- 日本のマンホールのデザインは、全国で約1万2000種類と地域色豊かであり、日本人の繊細さや丁寧さが生み出した世界に誇れる文化物である。
- 下水道の広報の一環として、平成28年4月にマンホールカードの発行を開始し、これまで109の地方公共団体が120種類を発行している。
- マンホールカードは、地方公共団体が指定する下水道関連施設や観光案内所等で配布している。

マンホールふたの写真

【表面】 自治体名



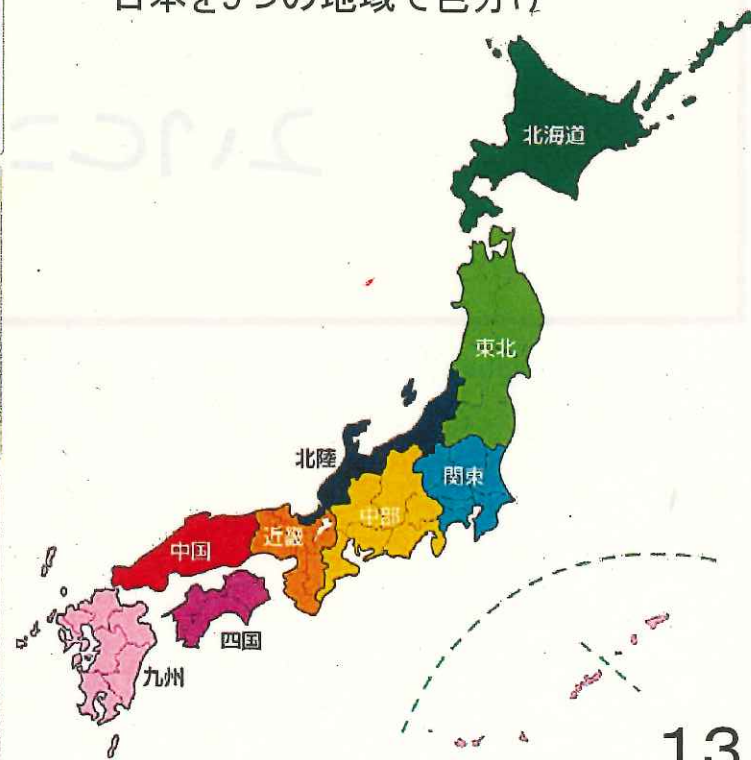
マンホールの座標
(緯度、経度)

【裏面】



説明文
配布場所

- 地域カラー
カードの色は、
日本を9つの地域で色分け



北海道



東北



関東



関東



北陸



中部



関東



北陸



中部



中部



近畿



近畿



近畿



中国



中国



中国



四国



四国



四国



九州



九州



第1弾 2016年 4月1日導入 / 28自治体 30種
 第2弾 2016年 8月1日導入 / 40自治体 44種
 第3弾 2016年12月1日導入 / 46自治体 46種